

Title	ヲコト点、仮名、無表記：『西大寺本金光明最勝王経』訓点の表記システム
Sub Title	Okototen, kana, no-representation : the writing system of kunten of Saidaiji-bon Konkomyosaishookyo
Author	屋名池, 誠(Yanaike, Makoto)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2022
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.123, No.1 (2022. 12) ,p.209 (20)- 228 (1)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	屋名池誠教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01230001-0209

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ヲコト点、仮名、無表記

—『西大寺本金光明最勝王経』訓点の表記システム

屋名池 誠

1 問題の所在

1.1. 研究対象と研究の目的 最初期のすぐれた訓点資料として知られる西大寺本金光明最勝王経の訓点（9世紀前半加点の白点）は、きわめて詳密であることが知られているが、そうはいっても、現代のわれわれから見ると、あちこちに無表記の穴が目立ち、同じヲコト点が〈たまふ〉も〈たま〉もあらわしている（7.6節であつかう）ようないい加減さも目立つように感じられる。

本稿は、そうした見た目の粗さ・不精密さ、その加点年代の古さにも関わらず、本資料の表記システムが、単なる漢文訓読を補助するための便法にとどまるものではなく、多種の表記要素により緊密かつ合理的に構成され、（一部に瑕疵はあるものの）それ自身自立して精密に日本語表記がおこなえる高度なものであったことを明らかにしようとするものである。

1.2. 使用テキスト 本資料は、仏教・経典についての深い理解がないと日本語文としての解説・復元がむずかしいので、本稿では、春日政治博士の訓読文を、改良した柳原恵津子・近藤明日子編『西大寺本金光明最勝王経平安初期点 卷一 訓読文』（以下『訓読文』と略称）⁽¹⁾を、原文の影印本と対照して見てゆくことで調査をおこなった（よって以下、「本資料」と呼ぶものは、卷一の訓点のみである）。学恩に感謝申し上げる。

2 ヲコト点の表記論的性格

2.1. 文字としてのヲコト点の特異性 ヲコト点は、後述のように言語の順序性表示には問題があるものの、分節音形をあらわす文字としての諸要件は備え、かつ、

表記記号とはまったく別物で、分節音形であらわされる情報以外に付加される情報や、言語の不存在（無言や省略）をあらわすことはないので、文字であることは確かであるが、大変特殊な文字ではある。

2.1.1. まず、普通の文字は、図形としての形態でそれぞれの成員が区別されるのに対し、ヲコト点は同じ図形でも置かれる「位置」によって表記するものが変わってしまう、**図形の「位置」が弁別特徴となっている文字**である。

2.1.2. いま一つの特異性は、ヲコト点が**漢字に寄生している文字**であることである。

ヲコト点の構成要素である「位置」は、寄生する漢字を基準にして測られる。「位置」の基準枠としては、点図集などでは個々の漢字から抽象した四角形の枠（「坪」「壺」という）を考えるが、実際のヲコト点には、枠は存在せず、漢字から離れてもちいられることはない。

2.1.3. 原漢文の漢字に補いたい日本語要素をヲコト点で表記する場合、その漢字に何文字ものヲコト点を重ねて「**多重表記**」ができる**文字**であることも、大変特異なことである。

人間の音声器官が一度に複数の音を発することができないことから生じた制約を逆手にとってわれわれの言語は順序性を最大限利用するように発達したにもかかわらず、文字は書きあがれば平面上に同時に存在し、時間的な順序性を示すことはできない。文字においては、受信者が順次文字をスキャンしてゆくことで言語の順序性を復元するのであるが、この順序を指示する方法として一番簡明なのは、文字を文字列という形に並べておき、それをスキャンしてゆく方向を発信者・受信者間で規則（書字方向規則・文字列展開方向規則）として共有しておくことである。文字列を並べる際は、同一位置に文字を多重表記しないことが大前提なので、同一漢字上に多重表記されたヲコト点同士は順序性を示せず、仮名⁽²⁾と混用した場合もそれぞれの読み取り順序は指定できない。これは文字としては一大欠陥である。

2.1.4. 「位置」を利用し、かつ、多重表記をおこなうため、同じヲコト点は、同じ漢字上では複数回もちいることもできないという点も短所である。

2.1.5. 実は、**多重表記さえ行わなければ、ヲコト点も自立した文字体系たりうる**のである。寄生している漢字から離れ、バーチャルな基準枠に一つずつヲコト点を表記し、それ1列に並べてゆけば、順序性をもった表記も、同字の繰り返し使用も可能なのである。

「共用位置 B」というのは、[ラ変型用ヲコト点] の〈あり〉〈なり〉〈たり〉〈せり〉⁽⁴⁾ のラ変型活用語を表示するヲコト点で、それぞれの活用語をあらわす図形が左右反転した形⁽⁴⁾で、左右の対称位置に出現しペアをなす際の、その左右の位置である。それぞれ右側の位置のものが終止形、左側の位置のものが連体形であることをあらわしている

「個別位置」というのは、「共用位置 A・B」と、現実の平面上の位置としては同じであっても、「共用位置 A」のような音価をあらわすこともなく、「共用位置 B」のように活用形をしめすこともなく、[個別ヲコト点] のヲコト点にあって、「み」と「し」、「す」と「む」のような同一図形を持つヲコト点同士の弁別に役立つだけの「位置」である。

同じ「位置」であってもその果す役割はヲコト点のタイプによって異なるのである。

「特有図形」というのは、仮名と区別される、ヲコト点特有の図形である。

2.2.2. [基本ヲコト点] 「共用位置 A」と特有図形「、」を組み合わせたヲコト点である⁽⁵⁾。図形「、」は[個別ヲコト点]にももちいられるが、[基本ヲコト点]での「、」は「共用位置 A」を示す働きだけをもった、いわば透明な存在のため、全体で上記の「共用位置 A」の音価をあらわしている。

2.2.3. [ラ変型用ヲコト点] 図形で指定された活用語を「共用位置 B」で指示される活用形にした音形をあらわすヲコト点である。《あり》《なり》《たり》《せり》の4対がある。

図形「|」:「なり」「|」が右におかれると〈なり〉、左に置かれると〈なる〉

「ナ」:「あり」「ナ」が右におかれると〈あり〉、左に置かれると〈ある〉

2.2.4. [個別ヲコト点] 特有図形「、」や「一」「L」と個別位置の組み合わせでそれぞれの音価をあらわしているヲコト点で、「図形」と「位置」の組み合わせを一つ一つ個別に記憶しておく必要がある。[基本ヲコト点]・[個別ヲコト点]両方に / と / のヲコト点があるが、[基本ヲコト点]のもの(左中央)は「並列・協働」、[個別ヲコト点]のもの(右下隅)は「引用」などの意味や表音にもちいられるというような分担がある(柳原・高田(2020b))。

図1のヲコト点図のうち、右側の列と真ん中の列3段目までから、[基本ヲコト点][ラ変型用ヲコト点]をのぞいた以下のものが[個別ヲコト点]である。

【表音ヲコト点】⁽⁶⁾ /し//す//つ//と//の//ひ//み//も/⁽⁷⁾

3 1次表記分節と2次表記分節

3.1. 表記の分節単位 言語は音素・音節・形態素・「語」⁽⁴¹⁾……などの言語単位に分節されているが、文字表記も、総合的記号ではなく、組み合わせてもちいる分析的記号である以上、分節がおこなわれている必要がある。1次的な分節単位は単字であるが、より効率的な読み取りをおこなうために、2次的な分節表記単位を設定することがある。表音表記によく見られる「単位境界での分かち書き」や、「単位内での続け書き」などはその単位を表示するものである。

3.2. 「字順単位」 漢字は本来中国語の形態素・音節文字であり、日本語でも字義に基づく和語表記（いわゆる「正訓字」）では、原則として単字が日本語の形態素を表記することになったが、当時種々存在した日本語の表記システムのなかには、2次的な表記分節の単位として、「語」や文節を利用しているものがあり、日本語の形態素配列から見れば逆順になる中国語の配列順を反映した漢字表記（「逆順」）をそのまま日本語の「語」、文節相当の表記として取り出し、もちいることがあった。日本語から見れば字順が逆転しているように見える、この時代特有の、この単位を「**字順単位**」と呼ぶことにしよう。

可有止言事者（有るべし・と・言ふ・事・は） 続日本紀宣命7詔

不開毛有奴香（開けず・も・有ぬ・か） 万葉集・八1591（大伴家持）

雖不有（有らぬ・ども） 万葉集・十一2373（柿本人麻呂歌集）

ここで、当時のアクセント単位（＝「語」）の境界を訓読文に「・」で示したが、当時は「有るべし」「開けず」は1アクセント単位であった。「可有」「不開」と逆順のまま表記しているのは、「語」が、「語」内は逆順、「語」より外は正順という字順転換の境界単位だったからである。「**止**」（と）、「**毛**」（も）は、それぞれ「有るべし」「開けず」につづくものなので、「可」、「不」の後に続いていいはずであるのに、ここで「有」、「開」の後につづいているのは「**可有**」、「**不開**」がそのまま全体で当時の日本語の「有るべし」「開けず」という「語」の表記となっていてそれに続いていくからなのである。

一方、「有らぬ・ども」は2つのアクセント単位（＝「語」）からなる文節なので、「**雖不有**」はこの形態素が逆順に並んだ全体で、ひとつの文節を表記している。ここでは「語」ではなく、文節を「字順単位」として、逆順表記がおこなわれているわけである。

これら逆順表記は返読されず、ひとまとまりで「語」、文節として読まれたものであろう。

では、本資料ではどうかというと、

生す可ケ・む・ヤ (p.20) 久(しから) 不して (p.5)

原漢文は「可生」、「不久」であるが、ヲコト点・仮名「ケ・む・ヤ」「して」は「生」、「久」の字にではなく、「可」、「不」の字に付されているので、すべて形態素単位で(すなわち単字ごとに)返読され日本語語順に直されて訓まれていることがわかる。「字順単位」は形態素であり、逆順表記が認められる余地はない。原漢文に対しては返読が盛んにおこなわれているのだが、意外なことにそこから導かれる訓読日本語の表記としては、一切の逆順表記が認められていないのである。「語」や文節を「字順単位」としてその内部では逆順表記がおこなわれるという、上代の和歌や宣命で広くおこなわれていた流れからは完全に断絶しており、これはむしろ後世の漢文訓読の伝統をなしてゆく「字順単位」の先蹤をなしているものといえる。

3.3. 本資料の返り点 本資料では、すべての返読位置に返り点が付されているわけではない。返り点や不読字の表示などの指示がなくても、返読でき、不読字をスルーできるくらいに漢文の構文法を理解している識字層を対象として表記されているのである。文字言語の場合、このように読者の読解能力のレベルを前提条件としているシステムも多いのである。

返り点(「一・二・三・四」、「上・下」)は存在しているものの、文意を誤読しやすい箇所や、返読範囲が遠距離となる場合などにしか付されていない。たとえば、

我レ復(た)妙法と 吉祥に・して懺の中に勝レ・て 能ク一切の罪を滅
す・と 諸の悪業を淨除し [及] 衆の苦患を消す・と 當に無量の樂を
與フ・ると、一切智の根本たる・と 諸の功德を・モチテ莊嚴〈上〉せる・
と・を演〈下〉(へ)む (p.10)

ここには、漢字の左傍に付された「上・下」の返り点があるが、原漢文では、返読範囲は「我復演妙法 吉祥懺中勝 能滅一切罪 淨除諸悪業 及消衆苦患 常與無量樂 一切智根本 諸功德莊嚴」とこの引用部分の末尾から「演」までと きわめて広く、その範囲中にも「他動詞+目的語」の返読部分が多く含まれ、さらにそれらの句が並列の助詞〈と〉をあらわすヲコト点でどどんつながれてゆくという複雑な構文なので、この返り点がないと、きわめて誤読を誘いやすいことになってしまうのである。

4 「表記類」

4.1. 「表記類」 本資料で、日本語全体をカバーできる表記システムが構成されているかを見てゆくには、文字種による類別だけでは十分ではない。同一文字種であっても、表記システム構成上の機能を異にするものは、類別しておかなければならない。これを「表記類」と呼ぶことにしよう。

4.2. 「字義漢字」 原漢文の漢字でそのまま訓読文の表記類として利用されるものがある。

漢字の字義（中国語での意味）をなるべくそのまま日本語表記に生かすもので、「字義漢字」と呼ぶことができよう。

この「字義漢字」のうち、日本語の概念要素に対応する字義をもつものを「字義実字」、漢文の文法要素をあらわしていたものを「字義助字」と呼ぶことにする。

「字義実字」は、日本語に訳されて和語で読まれる「和語実字」と、漢語のまま受け入れた語を表記する「漢語実字」に分かれる。なお、和語漢字といっても、本資料のものは、漢文をむりやり日本語に翻訳して訓んでいるものだから、初めから日本語を表記するためにもちいられる和語漢字とは担当する意味範囲が大きく異なり、同列に扱えるものではない。

4.3. 「字義助字」 「字義助字」には「不」「令・使」「所・被」「可・應・當」「如・等」「許」「哉」があり、「不」以外は、漢文の原文の漢字がそのまま（ヲコト点や仮名で音形が示されることがなく）単独で《しむ》《(ら)る》《べし》《ごとし》《ばかり》《かな》を表記しえている（これらが活用する際の表記は7節参照。「許」は常に仮名/リ/を伴う）ので、日本語表記システムを構成する表記類と扱われていたものと考えなければならない。

ただ、「不」はヲコト点の〈す〉、〈し〉、仮名の/ヌ/とともに重複表記⁽¹²⁾されることが多い（「勿」も全1例だが〈な〉と重複表記）。これは日本語で対応する音形の種類が《ず》《ざり》《じ》《ぬ》と多いので「不」字だけではそのちがいを示し分けられないからである。

上代日本語文献で《む》をあらわすのによくもちいられている「将」は本資料では「まさに」「ひきゐて」と訓まれており、《む》をあらわしている例はない。

上代日本語文献で「字義助字」としてよくもちいられている連体助詞の《の》の表記「之」、接続助詞《て》の表記「而」、接続助詞《ば》、係助詞《は》の表記

「者」は、本資料では意識のため常にそのように訓まれるとは限らないこともあって、「字義助字」とはされておらず、「不読字」としてあつかわれ、《の》《て》《ば》《は》はその直前の実字に寄生するヲコト点によって表記されている。

萬葉集の最終歌から70年ほど、続日本紀の最後の宣命から40年ほどしかたっていないが、「字順単位」ともども「字義助字」も上代の日本語表記とはすでに別の流れに棹さしているのである。

4.4. 「有意表記類」と「表音表記類」 「字義」を介して日本語要素に結びつく漢字を「正訓字」とよび、こうした表記を普通「表意表記」とよぶことが多いが、ここでは「字義」を介するものに限らず、日本語の有意味言語単位と一意・専属的に対応・表記しているものを広くあらわすために、「表意表記」に代えて、「**有意表記**」という用語を導入する。

仮名を数文字もちいることで表音的に表記されているように見えていても、その表記対象を逐一調べてみると、特定の有意味単位（形態素や「語」）にだけ一意・専属的に対応しており、音形さえ同じならば意味に関わらず表記するというのではないという場合は、この文字列も「**有意表記類**」として認めるのである。逆に、1字で《のたまふ》という複数音節からなる有意味単位を一意・専属的にあらわしているヲコト点も「**有意表記類**」である。

言語は意味と音形との両側面からなる記号であるから、意味面から対応する「**有意表記類**」に対して、音韻面から対応する「**表音表記類**」も存在する。

「字義実字」「字義助字」は「**有意表記類**」であるが、ヲコト点、仮名は、それぞれが「**有意表記類**」「**表音表記類**」に分かれる。

4.5. **ヲコト点の機能的分類** 先に、ヲコト点をその形態上の構成から〔基本ヲコト点〕〔ラ変型ヲコト点〕〔個別ヲコト点〕〔複合ヲコト点〕の4タイプに分けたが、その機能の上からは「**有意ヲコト点**」、**「表音ヲコト点」**の2種に分けなければならぬ。

「**有意ヲコト点**」は形態素や「語」のような有意味言語単位と、常に一意的・専属的に対応しているヲコト点で、「**表音ヲコト点**」は音節や音節列と対応しているヲコト点である。

「**表音ヲコト点**」は、さらに、1字で1音節に対応する「**単音節ヲコト点**」と、1字で複数音節からなる音節列に対応している「**音節列ヲコト点**」に分けられる。

形態上の分類との対応は

〔基本ヲコト点〕（単音節に対応）：「表音（単音節）ヲコト点」（2.21.に一覧）

〔ラ変型用ヲコト点〕（音節列に対応）：「有意ヲコト点」（2.23.に一覧）

〔個別ヲコト点〕・単音節に対応：「表音（単音節）ヲコト点」（2.24.に一覧）

音節列に対応：「有意ヲコト点」（2.24.に一覧）

〔複合ヲコト点〕（音節列に対応）：「表音（音節列）ヲコト点」または

「有意ヲコト点」（2.25.に一覧）

となっている。

「表音ヲコト点」と「有意ヲコト点」を区別する必要は、両者の言語の音形へのアプローチのしかたが異なっているためである。「表音ヲコト点」はダイレクトに音形を表記するのに対し、「有意ヲコト点」は、有意味言語単位と対応しているのみなので、その言語単位が語形変化するものである場合には、後述（7.2.節参照）の、「形態音韻規則」などの適用を経なければ、実際の音形（変化形）には到達しないのである。

以下、ヲコト点はひらがなを、表音ヲコト点は / 人、有意ヲコト点は 〈 〉 で括って示す。

4.6. 仮名の機能的分類 仮名も、「表音仮名」と「有意仮名」とに分けなければならない。

「表音仮名」は「単音節仮名」ばかりであり（図2（春日（1943）による）参照）、一方「有意仮名」はすべて1字で複数音節からなる有意味単位に対応している。

「有意仮名」は巻一に用例があるものとしては以下のものがある（以下、仮名を翻字する際は、カタカナを、表音仮名は / 人、有意仮名は 〈 〉 で括って示す）。

「身（物）」：〈モノ〉 「人」：〈ヒト〉

「事（事）」：〈コト〉

「命（命）」：〈ノタマフ〉 「中」：〈マラス〉

「念」：〈オモフ〉

「如（如）」：〈ゴトシ〉

「以（以）」：〈モチテ〉

・	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
と	ホ	ヲ	ヤ	万	リ	ホ	太	左	ウ	ア
	キ	リ	イ	ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
	る	し	ホ	ヒ	ル	ち	失	し	ヤ	ア
	ウ	ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
		ル	由	ム	フ	ム	川	頁	ク	テ
	エ	レ	エ	メ	へ	ネ	テ	セ	ケ	エ
	恵	し	江	ム	つ	祢	天	世	个	テ
	恵					根				
	ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
	シ	ロ	ト	モ	景	乃	止	ソ	古	お
		口							こ	

図2 仮名字体（春日（1943）

みなその字体は漢字の行書体、草体であり、その漢字の字義通りの名詞、動詞などの「語」を一意・専属的にあらわしている。表音仮名は音漢字を字源としている（「根」を字源とする /ネ/、/ヘ/、/エ（ヤ行）/は除く）のに対し、有意仮名は訓漢字を字源としている点で異なるので、仮名ではなく、字義をあらわす漢字とすべきではないかとも思われようが、字体の行書体、草体という特徴は「単音節仮名」と共通し、使用条件の点でも、原漢文の漢字が存在しない内容をあらわす読み添えにもちいられるという点が共通するので、仮名に分類し、仮名ながら有意表記をおこなっているものと位置づける。

4.7. 本資料の表記類一覧 以上、本訓点の表記類は

【有意表記類】 漢語字義実字 和語字義実字 字義助字★

有意ヲコト点★ 有意仮名★

【表音表記類】 表音ヲコト点★ 表音仮名

現代語の表記も複数の字種の使用で世界に例のない複雑さと言われるが、それどころではない（★は現代語表記に相当するものがない）複雑なシステムをなしていることがわかる。前近代の漢字を含む表記システムを分析する際には「表記類」という概念が必須なのである。

5 「表記類分担スキーム」

5.1. 「表記類分担スキーム」 表記類がどのように機能を分担し、表記システムを構成するかを規定するのが、「**表記類分担スキーム**」である。今回は、原漢文にはない日本語の文法要素や意識のために補われる表現をどう分担して表記するかに限って分析してゆく。

5.2. 有意表記類の分担 「字義助字」「有意ヲコト点」「有意仮名」は、日本語の文法要素を表記する「有意表記類」として機能を同じくするが、それらの担当はどうなっているのか。

5.2.1. 「字義助字」 文法要素を表記する「有意表記類」としては「字義助字」が最優先して利用される。つまり、「字義助字」が使える（原文の漢字が生かせる）文法要素では、他の表記類はもちいられない。ただし原漢文に字義助字が存在しない読み添えの部分では、普通、字義助字で表記されるヴォイスや肯否などの日本語の文法要素もヲコト点や仮名で表記される。

5.2.2. 「有意ヲコト点」と「有意仮名」〔個別ヲコト点〕の「有意ヲコト点」(2.2.4. に一覽)は、動詞それも敬語動詞が多く(敬語にあたる文法カテゴリーのない漢文を補うため)、「有意仮名」(4.6. に一覽)は、卷一に関するかぎり、敬語動詞や、漢文の訳文を日本語らしい表現とするため補われる形式的な名詞である。

卷一では、《こと》《のたまふ》《まをす》にヲコト点と仮名両方がある。このうち、有意仮名の〈ノタマフ〉〈マラス〉は、原漢文の文字がなくヲコト点が使えない、長大な読み添え部分に限ってもちいられている(6節に例示)ので、両者の使い分けの条件は明瞭である。

有意ヲコト点〈こと〉と有意仮名〈コト〉の使い分けについては、まだよくわからない。

5.3. 表音表記類の分担 機能が同じ「表音ヲコト点」と「表音仮名」の関係を考えよう。

5.3.1. 「表音ヲコト点」と「表音仮名」に共通する性格 本資料の表音表記類(表音ヲコト点・表音仮名)に共通する性格として、どちらも単音節対応で、清濁を表記し分けないことがあげられる。上代では万葉仮名で、音節列を表記するものや、文献によっては清濁を表記し分けていたものがあったが、仮名・ヲコト点ともにその伝統は受け継がれていない。ここでも、上代の日本語表記との断絶が見られる。

5.3.2. 「表音ヲコト点」と「表音仮名」の相補分布 本資料での「表音ヲコト点」と「表音仮名」の分担はきわめて明瞭である。「表音ヲコト点」と「表音仮名」はそれぞれが対応・表記する音節の種類をわけて分担している(表音ヲコト点と表音仮名は担当する音節について相補分布している)のである。

/i/ /ka/ /si/ /su/ /tu/ /te/ /to/ /ni/ /no/ /Φa/ /Φi/ /mi/ /mu/ /mo/ /wo/

をあらわす「表音表記類」としては、原則、ヲコト点がちいられ、それ以外の音節では仮名がちいられる。表音表記されることになっている文法要素や語形変化部分(7.5. 節参照)は、音節の種類によってヲコト点表記されるか、仮名表記されるか、どちらかに振り分けられるだけで、ヲコト点・仮名の両者には、機能上のちがいはない。単音節の接辞・助動詞・助詞はみな表音表記類で表記される⁽¹³⁾が、この分担により、ヲコト点・仮名どちらの表記になるかが自動的に決まる。助動詞《けり》格助詞《より》のように単音節仮名を二つ、接続助詞《とも》《ども》のように単音節ヲコト点を二つ(ノトノは右下のものの方)つなげて表記される場合も、助動詞《らむ》: 仮名/ラノ+ヲコト点/むノ、取り立て助詞《すら》: ヲコト

点 / す / + 仮名「ラ」のように混合表記される場合も、表記はこの分担に従って選ばれるだけである。ただし、字義漢字がなくヲコト点が使えない読み添え部分などでは、ヲコト点が使えないので、この相補分布は成り立たず、ヲコト点であらわされるべき音節の種類でも仮名で表記される。/Φa/ /mi/ /wo/ 以外にはヲコト点、仮名ともにあるが、仮名はこの読み添え部分以外では例外的にごく少数使用されているにすぎない。

「表音仮名」はすべての音節用を用意しうるのに対し、「表音ヲコト点」は容易に新規のものを用意できないのだから、この相補分布の分担は、対等なものではなく、表音表記すべきものには、まず「表音ヲコト点」を優先的にもちいられ、それで賄えない分を「表音仮名」で補うというかたちで成り立っているといえる。

なお、/e/に限っては、ヲコト点・仮名が共存し、ヲコト点は主に接続助詞テの表記に、仮名は主に動詞の活用語尾の表記に、という意味・機能による分担が見られるようである(助詞《まで》にも /マ / + /テ /、/マ / + /て / の両様の表記がある)。

どういう音節に表音ヲコト点を用意されているのかは、あまりはっきりしない。ヲコト点で表記される音節は出現頻度の高いものが多いが、/i/ /ka/ /tu/ /Φi / /mi/ はむしろ低頻度の音節である。一方、/ku/ /ru/ はかなりの高頻度で出現する音節なのに、ヲコト点として取り上げられていない。文法要素の音形を選んだようにも見えるが、巻一には見えないものの、図1にあるように、そうした語形ではもちいられない /o/ にもヲコト点はあるのである。

5.4. 表記の際の表記類選択の優先順位 次の順位表の、A > B は「A を優先して表記し、それで書けないものを B で表記する」ということをあらわす。本資料の表記に当たっては、この優先順位で適用対象の限定される表記類から、より適用対象の広い表記類へという順序で表記類が選択され、実際の表記面が構成されていたわけである。

- | | |
|------------------------------------|-----------------|
| [個別ヲコト点]・[ラ変型用ヲコト点] の有意ヲコト点 / 有意仮名 | |
| > [複合ヲコト点] (複合タイプ) の有意ヲコト点 | > 表音 (音節列) ヲコト点 |
| ≧ 表音 (単音節) ヲコト点 | > 表音 (単音節) 仮名 |

6 ヲコト点の順序読み取りの支援

一つの字義実字・字義助字に複数のヲコト点が付された場合 (ヲコト点ばかり

でなく仮名が混用される場合も含む)は、それらの順序性は表記上は示されないから、これに順序性を与える補助手段が必要である。これには、ヲコト点がほぼ文法要素の表記に特化していることが役立つ。日本語の述部要素や助詞はその配列順序が固く決まっているからである。

- ・格助詞/取り立て助詞 → 係助詞 → 間投助詞
- ・ヴォイス → A → 動作態 → アスペクト → 肯否 → B → テンス → C
- モダリティ → 終助詞

従属節を分岐させる接続助詞はその分岐位置によって A (ツツなど)・B (バ (仮定)・トモなど)・C (バ (確定)・ドモなど) に分かれている。読み手はこれらの順序を知っているのでこれを利用すれば読み取り順を決めることもできる。

原漢文にない概念要素を有意ヲコト点や有意仮名で補う場合は、それらが引用動詞であれば引用助詞トが先行するなどの格支配の情報も利用されるが、そうはいつでも (以下、有意/表音の別が問題でない例では 〈 〉 / / をはずす)、

唯 (た) 八十年のみ・います・へ・キ・と・まをす (p.13)

などの複雑な読み添えでは、表記要素だけの情報では不十分で

います・へ・キ・のみ・と・まをす います・と・まをす・へ・キ・のみ

のような読みも可能なので、内容・文脈の理解に頼らずには、順序は一意的に定まらない。

復 (た) 是の言を作 (さ) マク、「……我も當に隨喜セ・む・ト・マヲ・ス・ト
・マヲ・セ・ト・ノタマ・フ (p.17)

のような複雑な読み添えにヲコト点を使用したのではとても順序性の復元はできない。こうした場合は、有意仮名 (この場合 〈マヲス〉と 〈ノタマフ〉) や表音仮名にたよらざるをえないのである。やはり、ヲコト点の順序性の欠如と、2.2.4で指摘した「多読性」は本資料の表記システムの精密さを大きく損っているのである。

7 「語形変化部表記機構」

7.1. 「語形変化部表記機構」の必要性 『訓読文』では多くの補読がおこなわれている。

ただ、『訓読文』で補読がなされている部分のほとんどは、動詞・形容詞の活用に関わる部分であることに注目しなければならない。表音表記で音節単位にすべてを書いてゆくシステムなら、語性を考えず、音列をそのまま表記してゆくだけ

だから問題にはならないが、有意表記は形態素や「語」という有意味単位を意味の面から特定して表記するので、細かい実際の音形までは表記できない。名詞などでも連濁の有無などが問題にはなるものの、もっとも大きな問題は、活用語の語形変化部分が表記できないことである。

動詞の場合でいえば、概念要素が字義漢字で表記されているだけでは、たとえば、終止形と中止形、命令形は区別できないことになってしまう。

また、中国語は、自動詞・他動詞が同形の言語であり、動詞・形容詞間の派生関係も語形では示されないの、こうしたちがいは漢字には反映されない。これらを語形で区別する日本語の表記に当たっては、これらの派生関係を表記法で区別することも重要な課題になる。

7.2. 形態音韻規則と「形態音韻レベル表記」 この語形変化部を表音表記であらわす方法がいわゆる「送り仮名」などの方法であるが、語形変化部分に文字表記がなくても読みを定めることはできないというわけではない。日本語は膠着語であって、動詞・形容詞は概念要素をあらわす「語幹」に文法機能要素をあらわす「接辞」(動詞のみ)・「語尾」という形態素が順次連なっていく、「語」の形を構成している。このとき、並び合った形態素の間に活用が起きるのであるが、われわれはその並び合った前後双方の形態素さえ示されれば、その中間の活用部分は自分で作り出すことができる。文字は、言語に依存する2次的な記号体系なので、言語を獲得してからでないと、文字は習得することはできない。逆に言えば、文字を読み書きできる人は、すでにその言語を文法規則まで含めて獲得済みなわけである。ならば、動詞・形容詞を構成している形態素一つ一つが表記されていさえすれば、その境界面に生じる活用は読み手が自分で作り出せるわけである。このように発信者は最終的な音形ではなく、その背後にある形態素のみを表記しておき、形態素が連接する際に起きる形態変化(「形態音韻論的現象」)は受信者・読み手が、自身が身に着けている「形態音韻規則」(連濁規則や活用規則もその一部)で能動的に作り出して読むという方式の表記を「形態音韻レベル表記」という。音形は正確に復元できるので、これも立派な表音表記である。

7.3. 承接用法の動詞・形容詞・接辞・助動詞の場合 動詞・形容詞(の語幹部分)は

字義実字 有意ヲコト点 有意仮名

で表記され、それらにつづく語尾、接辞、助詞、助動詞のような有意味単位は

字義助字 有意ヲコト点 表音ヲコト点 表音仮名

で表記されるが、これら双方がきちんと表記上明示されていれば、語形変化部分は文字表記されていなくても形態音韻レベル表記として正確に読み解くことができることになる。

殖〈たり〉 (うゑたり) (p.11) 樂/て/ (たのしみて) (p.8)

無/ケ//リ/ (なかりけり) (p.21) ~〈たまふ〉不 (〜たまはず) (p.24)

~〈たてまつる〉/て/(たてまつりて)(p.19) 〈マヲス〉/ク/(まをさく) (p.13)

字義助字、有意ヲコト点であらわされる接辞・助動詞の活用部分も同様にあつかわれる。

得令/む//と/(えしめむと) (p.17) ~可/む/〈ときに〉(べからむときに) (p.21)

7.4. 単独用法だが承接用法に準じる場合 複合動詞の場合、前項は必ず連用形になり、動詞からの転成名詞も連用形の形をとる。このことは形態音韻規則として決まっているので、複合動詞前項や、転成名詞では語末が連用形をとっていることを表音表記で示す必要はなく、「有意表記類」のみの表記で済ませることができ(複合動詞前項の例は7.6節末参照)。

7.5. 単独用法の動詞・形容詞・助動詞の場合 「単独用法」と呼ばれる動詞の語形の場合にも、実は語尾の形態素は存在しているのだが、それは音節から切り出される母音一つであったり、他の形態素が存在しないことで消極的にその存在が示される無形の形態素であったりするため、現代人であってもその抽出は難しい。当然当時の人もそうした語尾は抽出・認識できなかつたので、これらの場合、語幹の形態素と、それに後続する語尾の形態素とから形態音規則で活用部分を作り出すという方法をとることはできなかつた。

そこで、本資料のシステムでは、こうした場合は、語幹を表記する「有意表記類」(字義実字・有意ヲコト点・有意仮名)のあとに、語末の1音節だけを「表音表記類」(表音ヲコト点・表音仮名)で表記して付け加えることで、語形を表示している。

現行の送り仮名法では、漢字が担当する部分を一定にし、自動詞・他動詞のちがいや、活用形のちがいで揺れ動く部分は仮名に担当させるのに対し、この「送り仮名」では語尾側を常にそろえて末尾1音節分だけ表記する方法である点が異なっている。こうすると、

經を宣へ説む (p.10) 言を・モチテ宣ル所に・は非ず (p.24)

で「宣」が担当するのが「宣へ」では/のたまふ、「宣ル」では/のたまふ/であって、不統一に見えるが、漢字表記部分は形態音韻規則を利用すれば正確に復元可能な

のである。現行の送り仮名法では、活用させてみて、安定している語幹部分を取り出さなければならず、これがなかなか容易でないが、この方法だと動詞の五段活用（四段活用。下記の動詞例左2例）、一段活用（古くは二段活用。右2例）、形容詞のク活用（例左）・シク活用（右）も、区別せず、常に語末1音節を送ればよい（有意ヲコト点・有意仮名の例は7.6.節にあげる）。

撃つ(p.5)	願フ(p.19)	演フ(p.5)	
説キ(p.11)	蒙リ(p.13)	捨テ(p.4)	離レ(p.10)
説ク〈こと〉(p.25)	悟ル忍(p.5)	得ル〈こと〉(p.9)	受るに(p.13)
長キ〈こと〉(p.12)	短ク(p.11)	惱キ〈こと〉(p.17)	久ク(p.17)

終止形・連体形専用のヲコト点を持っているラ変型をのぞき、字義助字であらわされる接辞・助動詞も同様である。

知ル當し(pp.23・29)	仏の淨土の如し(p.12)
----------------	---------------

この後方基準の「送り仮名」の方法は、すでに漢字部分は原漢文に書かれてしまっており、送り仮名だけを考えればよい漢文訓読の際には大変便利である。そのため、その後長きにわたり漢文訓読の伝統になり、さらにはそれを引き継いだ近世・近代の、「バラルビ」を特徴とする種類の文章の表記にまで受け継がれてきたのである（屋名池 2017）。実は承接用法や複合動詞前項末、転成名詞末でも、先の形態音韻レベル表記のほかに、この文法要素（接辞・助詞・助動詞）の直前や語末1音節を表音表記する方法も併用されている。

一方、日本語の自動詞・他動詞のペアは活用部分ではなく、語幹末部分で区別されているので、ラ行四段対二段活用のような自他対応型の動詞では一部活用形で、「語尾1音節」の方法によるだけでは区別できないことがありうる（巻一にはそうした例⁽¹⁴⁾は見られない）。

7.6. 単独用法の動詞の「無標形」の場合の有意ヲコト点表記・有意仮名表記 動詞のすべての単独用法の活用形に「語末1音節の送り仮名」を付していてもよい（形容詞はすべての活用形でこの方法をとる）が、一つの活用形以外のすべての活用形に「送り仮名」を付せば、残りのそのひとつの活用形には何も付さなくても、それと知られるはずである。これは「**有標性の原理**」の利用である。

インド系の音節文字では、基本形に母音をあらわす改変記号を付すことで「子音+母音」の音節をあらわすのであるが、その基本形は子音を表示しているのではなく、改変記号ではあらわされない残り一つの母音を含む音節をあらわしてい

るのである。

「有標性の原理」に基づく表記が、本資料の有意ヲコト点・有意仮名でもおこなわれている。有意ヲコト点・有意仮名のみではあるが、動詞は「送り仮名」を伴わなければ、その基本形（終止形）をあらわすのである（字義実字では終止形も「語末1音節の送り仮名」なので(7.5節)、方式が異なる)。訓点付加は必要最小限に抑えるという漢文訓読の趣旨にも適った大変合理的な方法と言える（有意ヲコト点〈たまふ〉、有意仮名〈マラス〉の例を示す。先頭の動詞のよみは7.4節参照）。

起〈たまふ〉 (たちたまふ) (p.9) 〈マラス〉 (まをす) (pp.17-18)
説〈たまふ〉 /ひ/ (ときたまひ) (p.22) 〈マラス〉 /セ/ (まをせ) (pp.17-18)
施〈たまふ〉 /へ/ (ほどこしたまへ) (p.19) 〈マラス〉 /ク/ (まをさく) (p.13)

8 表記システム運用方針——本資料に補読は必要か

8.1. 時代による表記原則のちがい 『訓読文』に見られる次の補読は、

或(い)は 雖(とも) 況(や) 悉(く) 即/便(ち) 唯(だ)
假使/假令/若使(ひ) 譬(へは) 次(に) 復/亦/亦復(た)

現代の送り仮名法で、漢字かな交じり表記でひらがなから漢字への字種交替で2次表記分節をあらわすために設けられた規則によったものにすぎず、当時は必要とされていなかったものであろう。

速(かに) 許(り) 名(つく) (※pp.23-26に30回出現。すべて送り仮名なし)
これらも同様。「名(つく)」は、漢文では名詞、動詞が容易に変換可能であることを知り、「雨(り) (p.10) を /あめふり /乃至 /ふり /と容易に読めた人には、必要のない「送り仮名」であったのだろう。

8.2. 定型表現 頻出する定型表現には送り仮名は必要とされなかったようである。

云何(なる /に) 己(の)身 是(の)如キ 尔(の)時

8.3. 加点時の臨時の省略 頻出する敬語表現や、「と [及]」「の [之]」「は [者]」のような頻度数の高い漢文の助字、同形の表現が繰り返される場合などには加点の省略が頻繁におこなわれているが、コーパス用のテキストではその必要から補読がおこなわれている。

方に佛の舍利を・は求むへシ (p.20) (※この前後で11回繰り返されている表現)

→ 方(に)佛(の)舍利(を)は求(む)へシ (pp.20-21)

8.4. つけ落し 他の補読部分は、そのほとんどが加点時の意図的でないつけ落しであろう。

8.5. 表記システムの運用方針 結局、本資料の表記の背後には、複雑で緊密に構築された表記システムが存在していただけでなく、**実際の運用に当たっても、完璧な(補読不要の)日本語表記をめざして、表記が実践されていたことが知られるのである。**

注

1 『訓読文』はきわめて精密な読み取り・翻字をおこない、豊富な情報が付載されているが、以下の簡略化をおこない、研究対象とした。

分析対象とするテキスト本文は

- ・異訓が複数並列して存在している場合は、『訓読文』で最初にとり上げられている訓読のみをとりあげる。
- ・『訓読文』で「別筆」と認定された部分はとり上げない。
- ・同一の親字に付された複数のヲコト点・仮名の配列は『訓読文』の解説・復元に従う。
- ・左傍の仮名、右傍第二の仮名、右傍の句読点はとり上げない。

のように、『訓読文』の読解に大きく依拠した上で単一本文として読み取り・分析した。

本稿で用例をあげる際には、『訓読文』の付帯情報はほとんど捨象し、仮名はカタカナ、ヲコト点はひらがなで翻字(ただし『訓読文』にある『 』や{|は付さない)し、いわゆる補読を()で、不読字は[]で括るのみとした。個々のヲコト点や仮名の境界には「・」を新たに付し、出現位置は、影印本のページで示した。

2 本資料の段階では、漢字そのままの形も、草体も略体ももちいられており、まだひらがなと未分化な形態をしているので、カタカナとは呼ばず、仮名と呼ぶことにする。

3 / / と く く という表記の区別については、後述(4.5.節)。

4 〈あり〉をあらわす「ナ」(「有」の初画から)は反転せず、位置を左右替えるのみ。

5 /む/のみ、「○」ではなく「一」との組み合わせ。

6 「表音ヲコト点」「有意ヲコト点」については、4.5.節参照。

7 /お//こ//そ/は図1にはあるが、巻一には実例がない。

8 仮名「ス」と共用位置A/か/や/て/の組み合わせは「表音(音節列)ヲコト点」となり、位置/に/との組み合わせは〈すに〉(動詞+助詞)をあらわす「有意ヲコト点」となる。

9 〈といふ〉の仮名「フ」は巻一では複合ヲコト点だけにあらわれ、単独での使用はない。

10 ヲコト点〈する〉と共用位置A/て/の組み合わせが接続助詞《して》をあらわすことになるのは「形態音韻レベル表記」となっているからである(後述7.2.節参照)。

- 11 「語」は、諸言語の word に相当する、最小呼気段落、最小発話単位、アクセント単位という性格を兼ね備える言語実用上の最小単位として私が提唱している単位。
- 12 本資料では複線性の文字列が前提となっていないので振り仮名という用語は使わない。
- 13 単音節の接辞・語尾（以上、形態素）、助動詞・助詞（以上、「語」）
- | | | | | |
|--------------|--------|------|----------|-------------------|
| 語尾・接辞 | す《ズ》・ヌ | む・メ | し《ジ》 | し《テンス》 |
| 助動詞 | リ・ル | つ・て | ヌ・ナ・に | キ《テンス》 |
| 連体助詞 | の | か《ガ》 | | 格助詞 を と |
| 接続助詞 | て | は《バ》 | | 取り立て助詞 い し |
| 係助詞 | は | も | そ(巻一になし) | か ヤ |
- 2音節以上の文法要素は本節のほか、2.2.3、2.2.4、4.3、4.6参照。
- 14 「法を・モチテ授ル童子」(p.7)の他動詞「さづく」は、対する自動詞「さづかる」が1600年頃の初出なので、この時代には混同されることはない。

資料

[影印本]

総本山西大寺編『国宝西大寺本金光明最勝王経 天平宝字六年百濟豊虫願経』勉誠出版
2013年

[訓読文]

『西大寺本金光明最勝王経平安初期点 巻一 訓読文』柳原恵津子・近藤明日子編 日本語史
研究用テキストデータ集 国立国語研究所 2021年公開

『西大寺本金光明最勝王経古点の国語学的研究 本文篇』春日政治 岩波書店 1943年（『春日
政治著作集 別巻』1985年 勉誠社として復刊されたものによる）

文献

春日政治(1943)『西大寺本金光明最勝王経古点の国語学的研究 研究篇』岩波書店（『春日
政治著作集 別巻』1985年 勉誠社として復刊されたものによる）

田島清司(1978)「西大寺本『金光明最勝王経古点本』の送り仮名表記」『九州大谷研究紀要』
13号

屋名池誠(2011)「『近世通行仮名表記』——「濫れた表記」の冤を雪ぐ」『近世語研究の
パースペクティブ』笠間書院1

屋名池誠(2017)「『ありえたもう一つの道』から明治以来の送り仮名法の性格を考える」
『日本語学』36巻12号

柳原恵津子・高田智和(2020a)「訓点資料コーパスの設計と意義—西大寺本『金光明最勝王経』
平安初期点をもちいた実践例」訓点語学会研究発表会（オンライン開催）発表資料

柳原恵津子・高田智和(2020b)「ヲコト点・仮名点の計量研究—西大寺本『金光明最勝王経』
平安初期点をもちいて」日本語学会2020年秋季大会予稿集